

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 122,800 千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,087,814 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国（県）支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	36,815	482	6,600	7,537	4,100	18,096
	障害者福祉事業	299,951	210,168	5,200	366	15,400	68,817
	子ども・子育て支援事業	69,929	558	9,400	25,052	6,400	28,519
社会保険	国民健康保険事業	75,336	42,402	0	0	6,000	26,934
	介護保険事業	255,899	18,871	0	12,167	41,100	183,761
	後期高齢者医療事業	231,296	35,950	0	0	35,700	159,646
保健衛生	社会福祉医療事業	57,527	19,320	9,500	0	5,200	23,507
	予防事業	25,403	3,650	0	0	4,000	17,753
	健康づくり推進事業	21,217	846	0	2,233	3,300	14,838
	母子保健事業	14,441	5,428	0	62	1,600	7,351
合計		1,087,814	337,675	30,700	47,417	122,800	549,222

※ この資料は、地方税法第72条の116（平成26年4月1日施行）の規定を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費について明らかにするものです。